

令和8年4月28日

東松山市議会議長 藤倉 憲 様

議会運営委員会委員長 安藤 和俊

令和7年度 議会運営委員会 行政視察報告書

- 1 視察日 令和8年2月3日（火）
- 2 視察地 新潟県柏崎市
- 3 視察者 （委員長）安藤和俊、（副委員長）佐藤恵一
（委員）石川和良、井上聖子、関口武雄、蓮見 節
（副議長）福田武彦、（議会事務局）小野澤俊夫
- 4 顛 末

柏崎市議会は、「市民の信託に応える合議体たる議会づくりに向けて」を基本理念に、通年議会の導入、意見交換会の複数回開催や夜間開催、議員が取材する特集ページの議会だより掲載、議員定数の削減など、これまで数々の議会改革を実施している。視察に当たっては、阿部 基 議長の挨拶の後、議会運営委員会の真貝 委員長及び布施 副委員長、広報広聴常任委員会の田邊 委員長及び山崎 副委員長から説明をいただいた。

（1）柏崎市の概要

- ・人口 75,627人（令和7年3月末現在）
- ・面積 442.08km²
- ・令和7年度一般会計当初予算額 50,100,000千円
- ・議員定数 22人

（2）視察概要

ア）常任委員会の調査研究テーマの決定及び政策提言書の作成

【説明者】議会運営委員会 真貝維義 委員長、布施 学 副委員長

- ・議会基本条例の根拠規定

常任委員会の当該取組は、議会基本条例の下記規定に基づく活動で、議会基本条例が機能している具体例と言える。

第3章 議会の運営原則及び議員の活動原則

第3条第2号 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、政策活動等の向上に努めること。

第4条第3号 調査・研究活動を積極的に行い、政策活動等に反映させるよう努めること。

・政策提言を始めた経緯（第1回政策提言までの経緯）

令和3年8月に議長が議会運営委員会に「常任委員会の所管事項に関する調査研究による政策提言が必要」と諮問。

同年同月 議会運営委員会で「政策提言を目標に各常任委員会で調査研究を進める」こととした。

令和4年1月 各常任委員会で決めた調査研究テーマを議会運営委員会に報告。

令和4年12月 定例会最終日に各常任委員会委員長から調査研究テーマに関する政策提言が報告され、その後、市長へ提出。

・第2回政策提言の流れ

令和5年6月 議長が議会運営委員会に「常任委員会の調査研究テーマの設定について」を諮問。その際に、令和6年12月の政策提言書の報告まで1年半のスケジュールが示される。

各常任委員会は、その案に沿って、①調査研究テーマの設定、報告 ②行政視察の実施 ③関係機関との意見交換会の開催 ④政策提言書の作成等を行う。

令和6年12月 定例会最終日に各常任委員会委員長から政策提言が報告され、その後、市長へ提出。

・第3回政策提言の経過

令和7年6月 第2回と同様に議長が議会運営委員会に諮問。

同年同月 各常任委員会の正副委員長が申し合わせとして「人口減少・少子高齢化への対応」を共通のテーマとし、各委員会の所管において調査・研究事項を決めることとした。

令和7年8月 各委員会で決めた①調査研究テーマ ②調査研究事項 ③選定理由 ④調査研究期間 ⑤ロードマップ が報告され、現在進行中。

《 所感 》

・委員会ごとに作成する政策提言書は、市の課題や将来の展望を踏まえた具体的なアプローチを示すために重要。

・政策提言書を通じて、より効果的な市政運営や住民福祉の向上が期待できる。

・議会としての政策提言や決算を予算に反映させる取組は非常に重要だと考えており、今回視察をさせていただいた常任委員会ごとに調査・研究を行い、政策提言書を作成する取組は、非常に有効な手段の一つであると感じた。本市でも、政策提言のしくみづくりについて、議会運営委員会をは

じめ、各協議体で積極的に議論を進めるべきだと考える。

- ・議会基本条例に定め、各常任委員会で研究テーマが決定されている。テーマに沿った視察や調査研究が行われ、市長に政策提言されている。また、予算決算常任委員会では、決算審査の際に、施策の事務事業評価が行われ、次期の予算要望につながっている。常任委員会として調査研究機能、政策提言機能を積極的に発揮している取組である。本市議会においても検討していく必要があると感じた。

イ) 議員定数削減、議員報酬見直し

【説明者】 同上

・議員定数削減の経緯

平成 17 年 5 月 1 市 2 町で合併（定数 30 人＋3 人：編入合併特例定数適用）

平成 19 年 5 月改選 定数 30 人（特例適用終了）

平成 20 年 9 月 議員提出議案（26 人に削減） → 継続審査（廃案）

平成 22 年 6 月 議員提出議案（24 人に削減）と修正案（26 人に削減）
が提出され、修正案が可決

平成 23 年 5 月改選 定数 26 人に削減（△4 人）

平成 29 年 8 月 議員定数の適正化に関する請願が市民から提出される

同年 9 月 上記請願を採択

平成 30 年 8 月 議会運営委員会報告（定数維持・削減の両論併記）

令和元年 5 月改選 定数削減の検討継続（議会運営委員会申し送り）

令和 2 年 10 月 議会運営委員会で協議の結果、定数削減すべきは全会一致となるが、削減数は一致せず

同年 12 月 削減数が一致せず、各会派で対応

議員提出議案（22 人削減）と修正案（23 人に削減）が
提出され、修正案否決・原案可決

令和 5 年 5 月改選 定数 22 人に削減（△4 人）

・議員報酬見直しの経緯

約 20 年の間に、3 度の議員報酬の改定が行われた。

改定① 平成 16 年 4 月 要因：地方分権一括法の施行により、地方交付税等の減少。市の財政難。 合併による議員定数増が予定される中での議会費削減対応。	議長	491,000 円（9,000 円減）
	副議長	420,000 円（8,000 円減）
	議員	394,000 円（6,000 円減）

平成20年度～平成22年度 要因：中越沖地震後の災害復旧対応	議員報酬3%減額
令和4年4月 議会運営委員会において議員報酬に関する調査研究を開始 同年 8月 「議員報酬に関する調査研究報告書」をまとめ、市長に提出 同年10月 市長が特別職報酬等審議会へ議員報酬、市三役給料を諮問 同年 同月 特別職報酬等審議会が、それぞれ増額改定を市長へ答申 同年12月 議員報酬に関する条例改正議案を可決（令和5年5月～適用）	
改定② 令和5年5月 要因：上記答申に基づき増額改定 平成16年以前の水準に戻る。	議長 500,000円（9,000円増） 副議長 428,000円（8,000円増） 議員 401,000円（7,000円増）
令和7年1月 市長発で特別職報酬等審議会へ議員報酬、市三役給料を諮問 同年 2月 特別職報酬等審議会が、それぞれ増額改定を市長へ答申 同年 3月 議員報酬に関する条例改正議案を可決（令和7年4月～適用）	
改定③ 令和7年4月 要因：上記答申に基づき増額改定	議長 508,000円（8,000円増） 副議長 434,000円（6,000円増） 議員 407,000円（6,000円増）

・令和5年5月改定②

議会運営委員会作成の議員報酬に関する調査研究報告書での増額理由

- ①議会改革の取組とその進展（通年会期制の導入等）
- ②議会活動の活発化と議員の専門化（会議回数の増加、調査・審査の時間増）
- ③議員定数の削減（令和5年5月改選で定数26人を22人に削減）
- ④将来的な議員の「なり手不足」への懸念（職業としての魅力アップ）

・令和7年4月改定③

市議会からの発信ではなく、市長が、物価・人件費の高騰、人事院勧告、県特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、市審議会へ報酬改定を諮問。

・特別職報酬等審査会

条例により審査会委員は10人以内とされ、必要の都度、市長が任命。

令和4年及び7年に開催した委員は、商工会議所、信用金庫、JA、社会福祉協議会、労働団体、男女共同参画団体、弁護士、大学教授等から選任。

《 所感 》

- ・議員定数と議員報酬の見直しは、議会の効率性や公正性を高めるために必要な取り組みである。
- ・適切な定数と報酬の設定は、議員の活動意欲や市民からの信頼にも影響を与えるため、慎重な検討が求められる。

- ・特別職報酬等審議会による令和４年及び７年の答申書の内容は、適切な決定と思える。（報酬部分は当市も見習う必要あり）
- ・柏崎市もそうであったように、議員報酬の見直しは、議員定数削減が前提になっているケースが多いと感じる。議員定数の削減については、メリット・デメリットや賛否など、様々な視点から議論を尽くす必要があると考えており、その先にある議員報酬の見直しも含めて、議会運営委員会だけではなく、様々な協議体での深い議論が必要と考える。

ウ）広報広聴常任委員会の取組

【説明者】議会広報広聴常任委員会 田邊優香 委員長、山崎智仁 副委員長

・広報広聴に関連する議会改革の経緯

平成１２年 市議会だより 101 号から編集委員に議員が参画

平成２５年 広報広聴委員会を協議等の場に設定

平成２６年 議会報告会等実施要綱を制定

平成２９年６月 常任委員会化（議会広報広聴常任委員会）

定数１１人

所管①新潟県柏崎市議会基本条例第２０条に規定する広報・広聴の充実及び第２１条に規定する議会報告会等に関すること。

②その他議会の広報広聴に関すること。

令和 ２年 市議会だより 179 号からリニューアル

令和 ４年 市議会ホームページリニューアル

令和 ４年 市議会だより 188 号から左綴じ・横書きに変更

・常任委員会化の経緯

平成２８年１０月 広報広聴委員会正副委員長から議会運営委員会へ、常任委員会化について提案がされる。

議会運営委員会の協議結果として、①広報広聴委員会にどのような機能・権限を持たせるべきかを検討すること ②今後論点を抽出・整理しながら引き続き協議することを確認。

平成２８年１１月～平成２９年２月 議会運営委員会３回、広報広聴委員会４回を開催し、広報広聴委員会のあり方や常任委員会化の体制の検討、委員会条例の一部改正を検討・協議

平成２９年３月 議会運営委員会 委員会条例の一部改正案、会議規則の一部改正案を決定

平成２９年３月 本会議 議会運営委員会の委員会提出議案で委員会条例の一部改正、会議規則の一部改正を提出し、可決

平成２９年６月５日 委員会条例、会議規則の施行日（議会広報広聴常任委

員会を設置)

- ・広報的活動－市議会だよりを年４回発行

令和２年１月２０日発行号から、市議会だよりの名称を「ギカイのとびら」としてリニューアル。全面フルカラー化、議員が取材した特集ページを掲載。コンセプトは、若者から高齢者まで親しんでもらえる、手に取ってもらえる広報誌。わかりやすく、読みやすい広報誌。

- ・広聴的活動－議会報告会及び意見交換会

実施要綱を策定（平成２６年１１月）し、年１回以上開催する。

開催時期、日時・会場等は、議会広報広聴常任委員会で協議し、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

これまでの課題「参加者が全般に少なく、固定化している。特に若い世代の参加者がほとんどない。」に対応するため、令和７年５月に市内２大学の学生と情報交換会を４回開催し、情報交換会での学生の意見を反映し、意見交換会を１０月～１１月に４回開催。

《 所感 》

- ・インターネットやＳＮＳの普及により、広報面でも広聴面でも、広報広聴常任委員会の役割や責任は大きくなっており、常任委員会化は重要な取組であると考えます。柏崎市では常任委員会化について、議会運営委員会での議論がリードしていたとのことだったので、本市の議会運営委員会でも、将来の広報広聴の在り方について、議論を始めてもよいと思う。
- ・常任委員会化は、議会として責任の所在をはっきりとさせ、市民との意見交換を行い、所管する常任委員会や執行部に情報を伝え政策の形成につなげるなど、主体的に行動し市民への広報広聴活動を強化されていると感じた。
- ・また、議会だよりは、カラーページとなり、写真を多く取り込み、市民が読みやすい作りとなっている。
- ・また、常任委員会化をすることで、視察の予算を組むことができるようになり、広報広聴の活発化につながっていると感じた。